

神戸市告示第 249 号

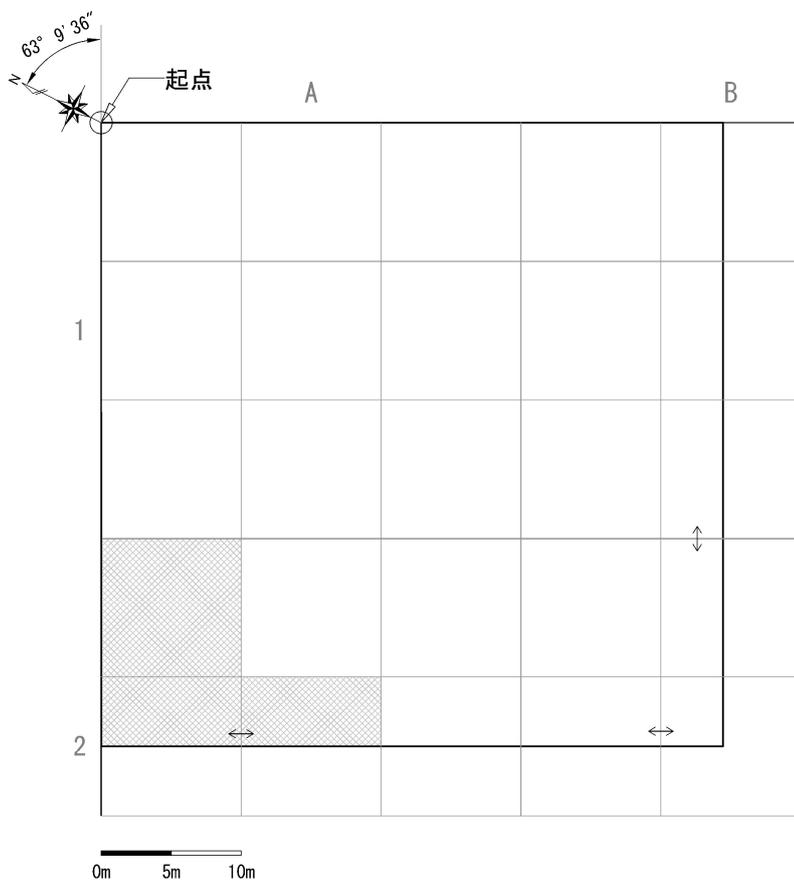
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 5 年 7 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
中央区港島南町 3 丁目 3 番 7 の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物

別図



<起点>
起点は神戸市中央区港島南町三丁目3番7(地番)の最北端の地点とする。

<格子の回転角度>
63度9分36秒
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ↔ 統合区画 (130㎡以下)